

令和8年度

府有地売払い（一般競争入札）のご案内



京 都 府

総務部 府有資産活用課

目 次

▶ はじめに	1
令和8年度 売払い物件一覧表	
▶ 府有地売払い（一般競争入札）のながれ	2
1 申込み手続	3～6
申込書等記入例	7～10
2 現地説明会	11
3 入札	12～16
4 契約の締結	17
5 売買代金の支払い	17
6 所有権の移転登記	18
▶ 令和8年度 府有財産売払入札要綱	19～24
▶ 府有財産売買契約書（案）	25～27
▶ 物件調書	28～44
▶ 申込書	45
▶ 役員等一覧表	47
▶ 誓約書	49
▶ 委任状	51
▶ 現地説明会参加申込書	53
▶ 入札書記入例	55
▶ お問い合わせ先・受付	56

〔 は じ め に 〕

- 京都府では、このたび次の府有地を一般競争入札により売払いいたします。
- 一般競争入札による府有地の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、京都府があらかじめ決めた価格(以下「予定価格」という。)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

【 令和8年度 売払い物件一覧表 】

物件 番号	物件所在地	土地	建物	予定価格	入札日時・入札会場
1	京都市左京区北白川 山田町 65 番 2	375.02 m ²	有 延べ床面積 118.90 m ²	94,360 千円	令和8年11月25日(水) 午前11時 京都府庁第3号館 地下1階 第1会議室
2	舞鶴市字北吸小字北 宿 513 番 6、514 番 2	2,274.00 m ²	無	9,340 千円	

- ※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。
- ※ 入札当日の受付は、午前10時から行います。受付は、早めにお済ませいただきますようご協力をお願いします。

府有地売払い（一般競争入札）のながれ

1 申込み手続（3～10P）

（1）郵送申込受付期間

令和8年9月17日（木）～令和8年10月30日（金）必着

（2）持参申込受付期間

令和8年9月17日（木）～令和8年10月30日（金）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 現地説明会（11P）

令和8年10月6日（火）

物件所在地で行います。

3 入札（12～16P）

（1）物件番号1～2

○日時：令和8年11月25日（水）午前11時

○会場：京都府庁第3号館地下1階 第1会議室

（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）（13P）

※ 入札に際しては、**入札保証金の事前納付をお願いします。**（14P）

4 契約の締結（17P）

- ・落札された方は、落札の決定を留保した場合を除き、令和8年12月15日（火）までに契約を締結してください。
- ・落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知します。
- ・売買契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払い（17P）

契約締結までに、契約保証金（落札額の100分の10に相当する額）を納付し、令和9年1月13日（水）までに残りの売買代金を納付してください。

※入札保証金は、契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は、売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとします。

6 所有権の移転登記（18P）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続は、京都府が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

1 申込み手続

申込用紙の配布

- 期 間 ・ 令和8年9月17日（木）から令和8年10月30日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 場 所 ・ 京都府庁（府有資産活用課）
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第2号館6階）
府有資産活用課ホームページからダウンロードできます。
＜令和8年度府有地売払い一般競争入札のご案内＞
<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/202611nyuusatsukoukoku.html>
（京都府ホームページからもアクセス可）
 - ・ 各広域振興局総合庁舎（府内11箇所）
 - ・ 府税事務所（府内1箇所）

申込資格

- ・ 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- ・ 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- ・ 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】（次の1から8までのいずれかに該当する方は、申込みできません。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 京都府税の滞納をしている者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法という。」）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (1) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- 4 前記3に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 5 地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する京都府の職員
- 6 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 7 令和8年度府有財産売払入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者
- 8 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

申込方法

- ※1 申込みの方法は、持参と郵送の2通りがあります。
- ※2 申込書の記入は、7～10ページを参照してください。

1 必要書類

- ・ 申込書（45ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）ただし、法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表（47ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 誓約書（49ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること）
- ・ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・ 返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

2 申込期間

令和8年9月17日（木）～令和8年10月30日（金）

3 申込方法

(1) 持参

平日の午前9時から午後5時までに持参すること。（正午から午後1時までを除く。）

(2) 郵送

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、申込期間内に**必着**とすること。

4 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町（京都府庁第2号館6階）
京都府総務部府有資産活用課
電話 075-414-5434 FAX 075-414-5399

5 その他

次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

- (1) 申込期間を過ぎてから本府に到達したもの
- (2) 申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- (3) 申込に必要な添付書類が不足しているもの
- (4) どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの

< 様 式 >

令和 8 年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ）
（ 所 在 地 ）

ふ り が な
氏 名

（法人名及び代表者名）
電話番号

□

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）	午前 1 1 時
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2		

< 添付書類 > ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から 3 ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から 3 ヶ月以内のもの）、
役員等一覧表〔別紙様式〕
・誓約書〔別紙様式〕
・府税納税証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること）
・印鑑登録証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、4 6 0 円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1)「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2)上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3)上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

〈様式〉 《記入例》 個人の場合

令和8年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

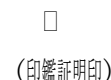
申 込 者 住 所 (〒○○○-○○○○)
 (所 在 地) 京 都 市 ○ ○ 区 △ △ 町 1 - 2 - 3
 氏 名 京 都 太 郎
 (法人名及び代表者名)
 電話番号 075-○○○-○○○○



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名



共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名



次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和8年11月25日(水)	午前11時
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2		

＜添付書類＞・住民票の写し(本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から3ヶ月以内のもの)、役員等一覧表[別紙様式]

・誓約書[別紙様式]

・府税納税証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること)

・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

ただし、法人の場合は印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

・返信用封筒(定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの)

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
 入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

〈様式〉 《記入例》法人で、複数物件に申し込む場合
令和8年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所 (〒○○○-○○○○)
(所 在 地) 京 都 市 ○ ○ 区 △ △ 町 1 - 2 - 3
氏 名 ^{かぶしきがいしゃ} 株式会社 ^{まるさんかくふどうさん} ○ △ 不動産
(法人名及び代表者名) 代 表 取 締 役 社 長 ^{まるさんかくじろう} ○ △ 次 郎
電 話 番 号 0 7 5 - 0 0 0 - 0 0 0 0



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名

□
(印鑑証明印)

共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名

□
(印鑑証明印)

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和8年11月25日(水)	午前11時
②	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2		

＜添付書類＞・住民票の写し(本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から3ヶ月以内のもの)、役員等一覧表[別紙様式]

・誓約書[別紙様式]

・府税納税証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること)

・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

ただし、法人の場合は印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

・返信用封筒(定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの)

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

〈様式〉 《記入例》共有名義の場合

令和8年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

(所 在 地) 京 都 市 〇 〇 区 △ △ 町 1 - 2 - 3

氏 名 京 都 太 郎

(法人名及び代表者名)

電話番号 〇 7 5 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

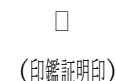
京 都 市 〇 〇 区 △ △ 町 1 - 2 - 3

氏 名 京 都 花 子



共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名



次の府有地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和8年11月25日（水）	午前11時
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2		

＜添付書類＞・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]

・誓約書 [別紙様式]

・府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること）

・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

《記入例》

[別紙様式] (法人用)

役員等一覧表

照会番号

法 人 名	株式会社 ○○○○		
代 表 者	代表取締役 ○○ ○○		
所 在 地	○○市○○町○○番地		
役職名	氏 名	性別	生年月日
代表取締役	きょうと たろう 京都 太郎	男	明治・大正 25 年 5 月 13 日 昭和・平成
取締役	きょうと じろう 京都 次郎	男	明治・大正 30 年 2 月 12 日 昭和・平成
常務取締役	からすま いちろう 烏丸 一郎	男	明治・大正 35 年 12 月 20 日 昭和・平成
監査役	きょうと はなこ 京都 花子	女	明治・大正 40 年 8 月 9 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

2 現 地 説 明 会

物件の引渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。
なお、物件の現地説明会を以下のとおり行いますので、ご参加ください。

○ 場所及び日時

物件 番号	説明場所（物件所在地と同じ）	説明日時（各30分程度）	
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和8年10月6日(火)	午前10時30分
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2	〃	午後2時30分

※ 駐車場を設けておりませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用いただくか、付近のコインパーキング等をご利用ください。

※ 現地説明会は、事前申込制とします。以下の申込期限までにお申し込みがない物件については、説明会を実施致しません。

○ 申込方法

現地説明会参加申込書（53ページ）に記載の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

メールアドレス：huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

F A X 番 号：075-414-5399

○ 申込期限

物件番号1～2：10月1日（木）午後5時

参考資料の閲覧

○日時 令和8年9月17日（木）から令和8年10月30日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

閲覧時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

○場所 京都府総務部府有資産活用課（京都府庁第2号館6階）

※参考資料の複写はできません。

○閲覧可能資料

- ・登記事項証明書
- ・公図
- ・地積測量図

3 入 札

○ 入札日時及び会場 ※「入札会場案内図」（13ページ）を参照してください。

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時 及 び 会 場
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）午前 1 1 時 京都府庁第 3 号館 地下 1 階 第 1 会議室
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2	

※ 駐車場の確保がありませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。

受 付

- ・入札当日の受付は、**午前10時**から行います。
- ・入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ・入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・会場の都合により、入室できる方は2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

○ 当日に持参していただくもの

- (1) 令和 8 年度 一般競争入札申込書（参加証）（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金納付書控え（領収印が押印されているもの）（14ページを参照）
- (3) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）
本書に添付のもの（51ページ。コピー可）を使用して作成し、持参してください。
（代理人の印鑑登録証明書の添付不要）

(4) 印鑑

○申込者本人が来場する場合

個人・法人ともに、令和 8 年度 一般競争入札申込書（参加証）に押印したものと同一印鑑を持参してください。（個人名義の場合は印鑑登録されている印鑑、法人の場合は代表者印（印鑑証明されているものに限る。））

○代理人が来場する場合

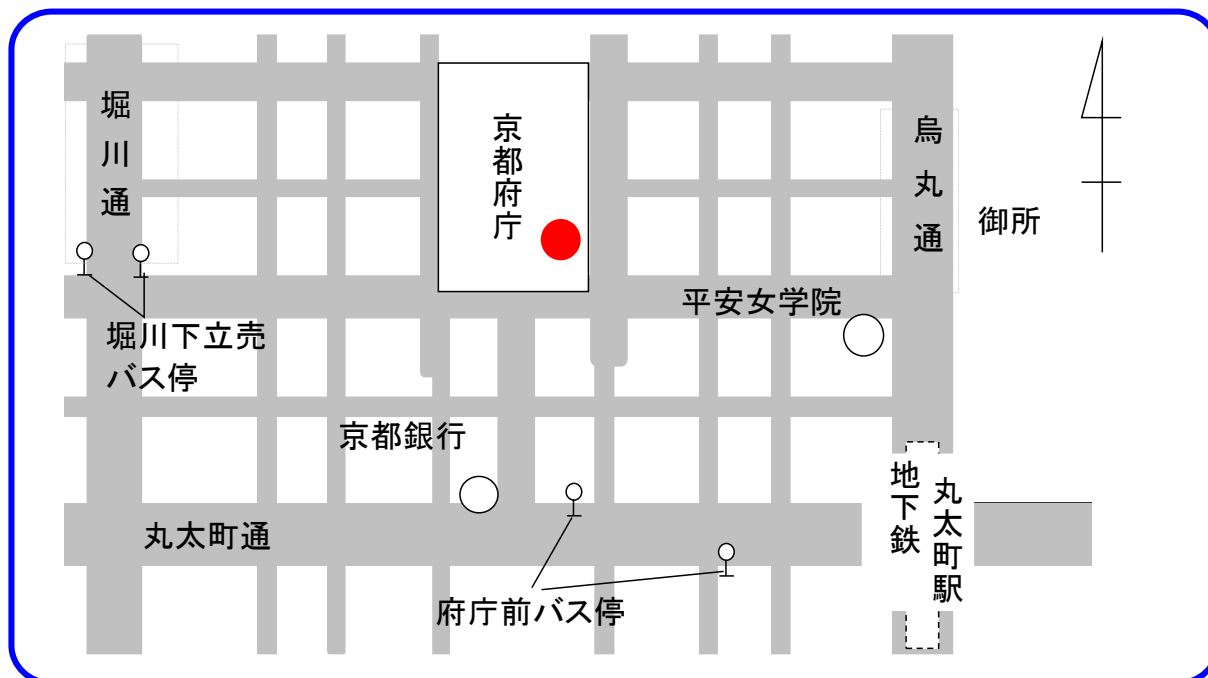
委任状に押印した代理人使用印と同じものを持参してください。

- (5) 筆記用具（黒のボールペン）
- (6) 本書（『令和 8 年度 府有地売払い（一般競争入札）のご案内ー』）

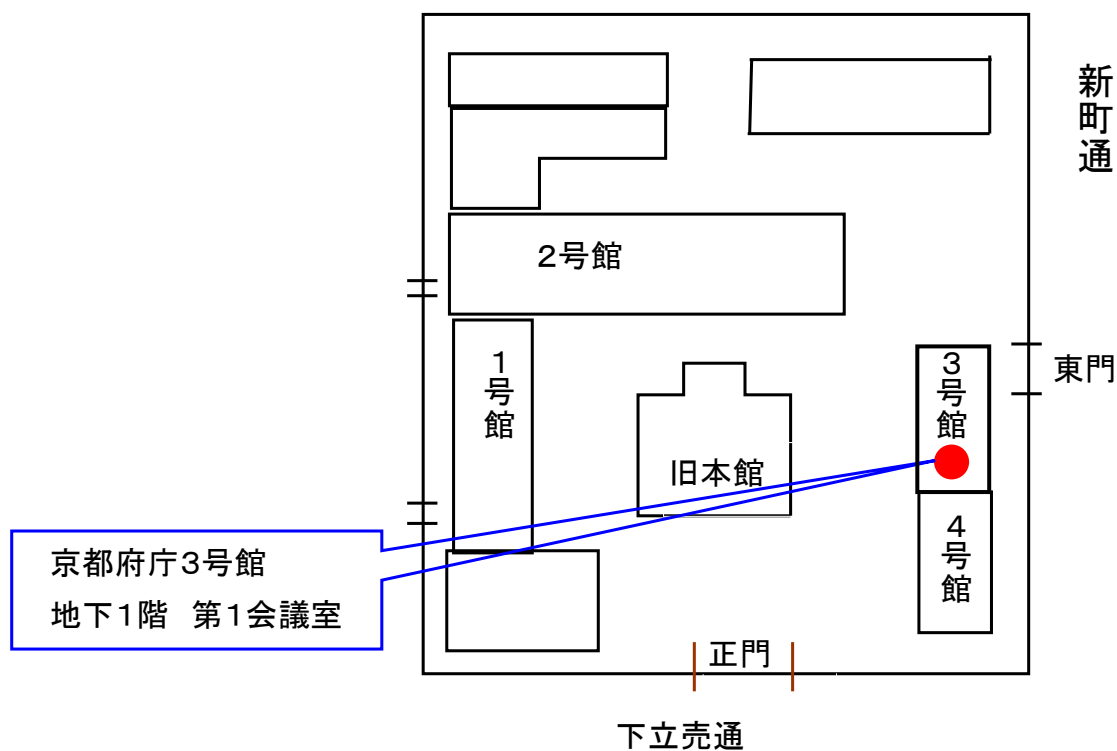
※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

入札会場案内図

- ◆ 物件番号 1 ～ 2
 京都府庁第3号館 地下1階 第1会議室
 (京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(府庁内の拡大図)



入札保証金の納付

- 1 入札に参加される方には、入札当日の受付までに、入札保証金を納付していただく必要があります。
- 2 入札参加申込み締切後、京都府において資格審査を行い、入札参加を受け付けた方に対して入札参加証とともに入札保証金の納付書を送付しますので、入札当日の受付までに金融機関にて納付の上、入札当日は納付書控え（領収印が押印されているもの）を持参してください。
- 3 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5以上の額を納付してください。
- 4 予定価格（1ページ及び物件調書に記載）を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、〔例〕のように、必要な金額を納付するようにしてください。

〔例〕

（予定価格）

99,000,000円

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

$$100,000,000円 \times \frac{5}{100} = 5,000,000円以上$$

- 5 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後にお送りする還付請求書が提出され次第、京都府会計規則に基づき速やかに還付手続きを行います。請求書の提出から還付まで2～3週間かかりますのでご承知おきください。

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。

なお、入札保証金には利息を付しません。

- 6 落札決定を留保した場合^{（注）}は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には、入札保証金を返還します。

（注） 府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が、令和8年度 府有財産売払入札要綱（以下「入札要綱」という。）第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを実施しますが、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、落札者の決定を留保します。

- 7 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合（落札後、入札要綱第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とさせていただき、お返しいたしません。

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書は、入札当日にお渡しいたします。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（個人、法人とも印鑑登録されているものに限ります。）を押印してください。

代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。

- 3 入札書への金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 **次のいずれかに該当する入札は無効とします。**

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 入札要綱に違反した入札

開札、落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。

ただし、府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が入札要綱第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ただし、当該くじ引きにより決定した落札候補者が入札要綱第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保します。
- 3 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表します。

4 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 落札者は、落札の決定を留保した場合を除き、**令和8年12月15日（火）までに契約を締結してください。**
- 3 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 4 売買契約書(京都府保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 5 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

5 売買代金の支払い

- 1 売買代金の支払い方法は、次のとおりです。
売買契約締結までに、契約保証金を納付し、令和9年1月13日（水）までに、残りの売買代金を納付してください。
 - ・ 契約書は、「府有財産売買契約書」を使用します。
 - ・ 契約締結までに契約保証金（売買代金の100分の10に相当する額）の支払いが必要です。
なお、入札保証金を契約保証金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金を売買代金の一部に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 2 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。**

6 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、京都府が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

- 1 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び京都府、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 2 (1) 落札者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）*第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、落札者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができます。
(2) 落札者が、消費者契約法第 2 条第 1 項に規定する消費者以外の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、京都府の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者が負担するものとします。
上記の場合においても、落札者は、前項の理由をもって契約の解除をすることができません。
- 3 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

※ 消費者契約法（抜粋）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

令和 8 年度 府有財産売払入札要綱

【入札物件】

第 1 売払いをする府有財産は、別掲（令和 8 年度府有地売払い物件一覧表）のとおりとする。

ただし、京都府の都合により途中で入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。

2 本売払いは登記簿の面積（未登記の建物は京都府において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じて、売買代金の精算は行わない。

【参加申込み】

第 2 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

【入札参加資格を有しない者】

第 3 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
(2) 京都府税の滞納をしている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ロ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 前記(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に定められた公有財産に関する事務に従事する京都府の職員

(6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(7) 本入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者

(8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

【留意事項】

第 4 入札希望者は、この入札要綱、物件調書及び府有財産売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

2 入札、入札保証金及び契約保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日

本国通貨に限るものとする。

【物件の確認】

第5 現地説明及び参考資料の閲覧は、別掲の日時及び場所において行う。

2 入札希望者は、申込みの前に現地の確認を行うものとする。

【入札日時及び会場】

第6 入札は、別掲の日時及び場所において行う。

【入札保証金】

第7 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札執行当日の受付までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を納めなければならない。

【入札】

第8 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。

2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第9 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印するものとする。

2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。

【入札書の書換え禁止等】

第10 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第11 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を納付していない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札

(15) 本入札要綱に違反した入札

【開札】

第12 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

【落札者の決定方法】

第13 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、府の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が、第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保する。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。
ただし、くじ引きにより決定した落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保する。

【入札結果の公表】

- 第14 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を入札者に知らせるものとする。
- 2 落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページにおいて公表する。
 - 3 落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

【入札の変更等】

- 第15 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の還付等】

- 第16 入札保証金は、落札者を除き、入札者から還付請求書が提出されたときは、京都府会計規則に基づき速やかに還付する。
- なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

【入札保証金の帰属】

- 第17 落札者が契約を締結しない場合（落札後、本入札要綱第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とし京都府に帰属するものとする。

※落札者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

【契約不適合の責任】

- 第18 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、京都府は、

落札者に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

【契約不適合の責任】

第18 落札者は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

【契約の締結】

第19 京都府と落札者との売買契約は、令和8年12月15日（火）までに、京都府総務部府有資産活用課において、別添府有財産売買契約書に基づき締結するものとする。

なお、落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知する。

2 落札者は、府有財産売買契約書に基づき締結しようとするときは、契約締結までに売買代金の100分の10（1円未満切上げ。）に相当する額を契約保証金として納付し、令和9年1月13日（水）までに売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に充当し、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとする。

3 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

【契約上の特約】

第20 落札者は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 京都府は、落札者の第1項に定める義務の履行を把握するため、必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

3 京都府は、落札者の売買物件についての利用状況を把握するため、必要と認めるときは、落札者に売買物件の利用状況等の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えさせて報告をさせることができる。

4 落札者は、正当な理由なく第2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

5 落札者は、第1項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。

6 落札者は、第2項、第3項及び第4項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。

【契約保証金の帰属】

第21 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として京都府に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

第22 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第23 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第24 落札物件の売買に係る売買契約書等作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

第25 入札者は、本入札要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

別掲内容

1 令和8年度府有地売払い物件一覧表

物件 番号	物 件 所 在 地	土地	建物	予定価格
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	375.02 m ²	有 (延べ床面積 118.90 m ²)	94,360 千円
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2	2,274.00 m ²	無	9,340 千円

※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

2 現地説明会日時・場所

(1) 開催日時

令和8年10月6日(火)

物件番号1 午前10時30分から午前11時まで

物件番号2 午後2時30分から午後3時まで

(2) 場所

物件の所在地

3 参考資料閲覧日時・場所

○日時

令和8年9月17日(木)から令和8年10月30日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧時間：午前9時～正午
午後1時～午後5時

○場所

京都府総務部府有資産活用課(京都府庁第2号館6階)

・参考資料の複写はできません。

○閲覧可能資料

- ・登記事項証明書
- ・公図
- ・地積測量図

4 入札日時・場所一覧

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 及 び 会 場
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和8年11月25日(水) 午前11時 京都府庁第3号館 地下1階 第1会議室
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2	

府 有 財 産 売 買 契 約 書

(収入印紙)

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	区 分	数 量（公簿面積）

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和9年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(風俗営業等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（1） 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

（2） 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

（危険負担）

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第12条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

（危険負担等）

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

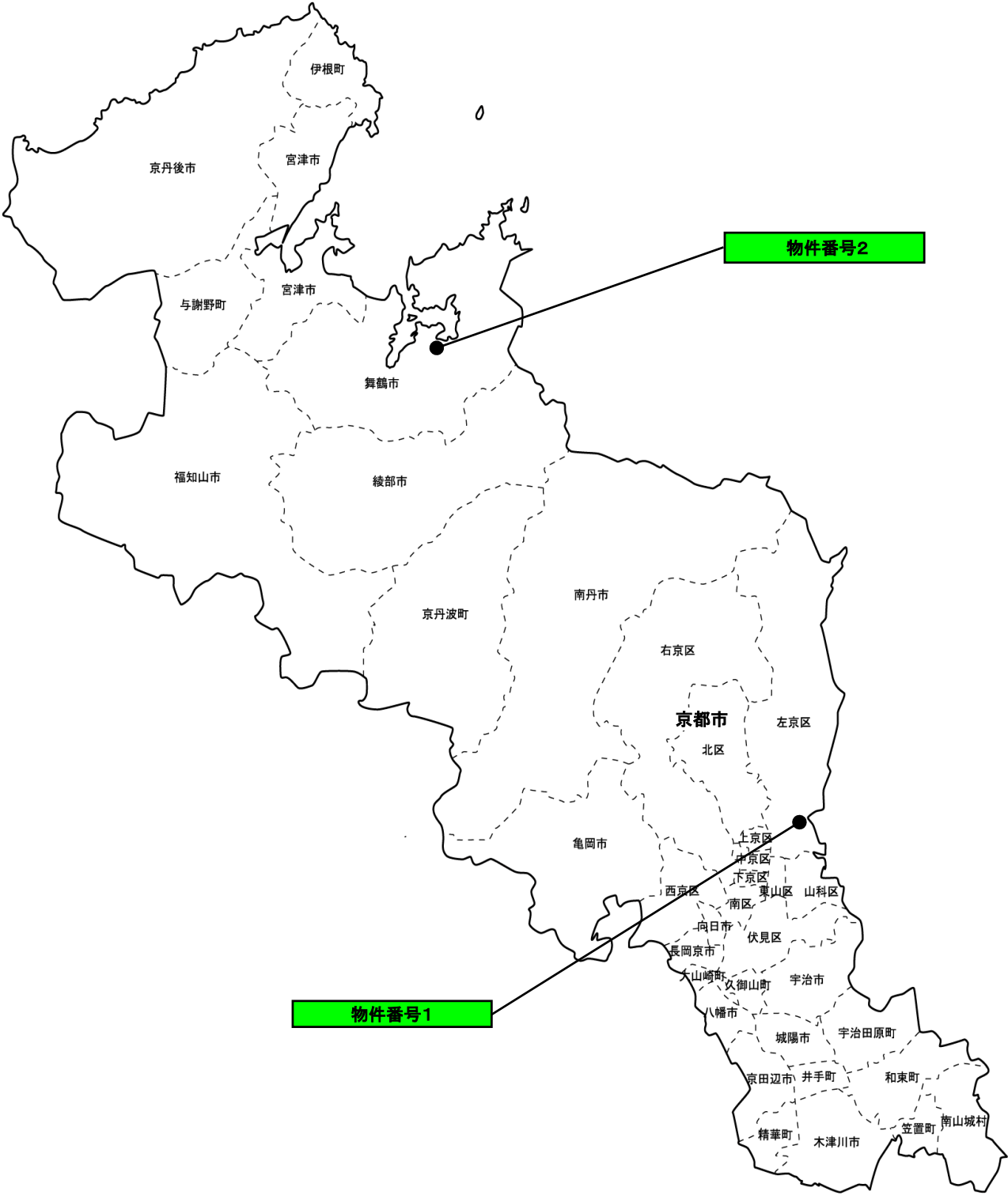
※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。

物 件 調 書

※ この物件調書は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。

府有地売払い物件位置図

京都府



物件調書

物件番号	1	予定価格	¥94,360,000
------	---	------	-------------

所在地	京都府京都市左京区北白川山田町65番2
-----	---------------------

1 土地の概要						
面 積		登 記 簿	375.02㎡		地 目	宅地
		実 測	375.02㎡			
接 面 道 路 の 状 況		東側 市道 幅員約5.8m 舗装有 ほぼ等高に接面				
地 勢 等		ほぼ平坦(西端に法面有り)、ほぼ長方形				
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域			区域区分	市街化区域
	範 囲	白川通より25m以東			白川通より25m以内	
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域			近隣商業地域	
	建蔽率・容積率	50%・80%			80%・300%	
	敷地面積の最低限度	100㎡			—	
	高 度 規 制	10m高度地区			15m第4種高度地区	
	防 火 指 定	建築基準法第22条区域			建築基準法第22条区域	
	景 観 保 全	山ろく型建造物修景地区			沿道型美観形成地区(幹線地区)	
	その他の規制	遠景デザイン保全区域、屋外広告物規制区域、居住誘導区域、宅地造成等工事規制区域、周知の埋蔵文化財包蔵地「北白川廃寺」(重要遺跡・小規模遺跡)				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設状況		利用可能な施設		配 管 等 の 状 況		事業所名 電 話 番 号
	電 気	関西電力		前面道路沿い架空ケーブル有り		関西電力(株)コールセンター 0800-777-3081
	ガ ス	大阪ガス		東側200mm管・引込有り		大阪ガス(株)ガス導管ダイヤル 0120-544-209
	上 水 道	市営水道		東側40mm管・引込有り		京都市上下水道局お客さまサービスセンター 075-672-7770
	下 水 道	公共下水		東側250mm管・接続有り		京都市上下水道局お客さまサービスセンター 075-672-7770
現地までの交通機関		鉄 道	叡山電鉄叡山本線 茶山・京都芸術大学駅の南東方		道路距離 約1km 徒歩約13分	
		バ ス	京都市バス 上終町・瓜生山学園 京都芸術大学前の南東方		道路距離 約240m 徒歩約3分	
公 共 施 設		市役所	左京区役所 物件の北西方		道路距離 約2.7km 徒歩圏外	
		小学校	北白川小学校 物件の南方		道路距離 約320m 徒歩約4分	
		中学校	近衛中学校 物件の南西方		道路距離 約2.4km 徒歩圏外	

備 考

- 1 本件土地には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。ただし、調査時点現在では、既設の境界標の一部を確認することができず、土地の範囲を正確に確認することはできません。
- 2 本件土地上には、後記建物のほか、灯籠、庭石、電動シャッター（故障）、カーポート（ポリカーボネート）、物置、金属フェンス、コンクリートブロック塀、間知石擁壁等があります。また、雑草に覆われている部分に残置物等が存する可能性があります。
- 3 ・擁壁は、本件土地西端のフェンス外側（本件土地内）に位置しており、現地での目視確認は難しいものの、後記建物の設計図書によると、高さ約2.2m～2.4mの間知石擁壁であり、建物の建築（平成18年）に際して既存の擁壁として存置されたものと推測されます。なお、設計図書によると後記建物は、地盤改良（改良杭工法、径600mm、GL約4.75mまで）により、GL約4.5mの支持地盤で支持されています。当該擁壁は施工時期が古く、現在の建築基準法への適合性及び構造上の安全性は確認されておらず、性能診断等も実施されていません。将来的な擁壁の造り替え費用の発生や建築上の制限等の潜在的リスクが認められます。
・また、当該擁壁は高さが2mを超える崖（法面）となっているため、本件土地上で新たに建築を行う場合には、京都市建築基準条例第7条（崖の付近の建築制限）により、崖の下端及び上端からそれぞれ崖の高さの2倍以内の範囲で建築の制限を受ける可能性があります。後記建物は、上記の地盤改良により基礎を崖の安息角をなす面より下方の支持地盤に定着させることで、同条ただし書に基づき建築されたものと考えられます。新たな建築を計画する場合は、あらかじめ京都市建築指導部建築審査課（075-222-3616）にご確認ください。
- 4 本件土地の西側一部に、隣接地の樹木の枝が越境しています。
- 5 本件土地の北側土地境界は、地積測量図では直線となっていますが、コンクリートブロック塀は直線ではなく、東端部分が折れ曲がっています。目視確認によると、塀が折れ曲がっているあたりで、北側建物外壁から突出した部分が本件土地上空に越境しています。
- 6 北側及び南側のコンクリートブロック塀には、いずれも本件土地側に控え壁が設置されています。
- 7 本件土地の南側のコンクリートブロック塀は、現況平面図上は南側の土地境界線上に位置しており、塀の地上部分は南側隣接地に越境していません。ただし、当該塀の東端（道路側）において、その基礎の一部とみられるコンクリートが南側隣接地側にはみ出しています。また、一般にコンクリートブロック塀の基礎は塀本体より幅が広く塀の直下に設けられるため、地表の塀面より南北両側に張り出していると考えられ、地中に埋設された当該塀の基礎が南側隣接地に越境している可能性があります。
- 8 上水道、下水道、都市ガスの利用にあたっては、工事及び加入金、負担金等の支払いが必要になる場合があります。詳しくは、前記の事業所等へお問い合わせください。
- 9 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する事項は、京都市文化財保護課（075-222-3130）へお問い合わせください。
- 10 本件土地は、敷地内の建物、構築物、残存物、雑草木等を含め、現状有姿で引き渡します。登記簿の面積と実測面積に違いが生じても、売買代金の精算は行いません。
- 11 本件土地について、京都府は、土壤汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査を行っていません。所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、京都府は責任を負いません。
- 12 本件土地について、京都府は、擁壁、構築物、工作物、残置物及び越境物その他土地の状態に関し、修復、損害賠償、売買代金の減額、契約の解除等、一切の契約不適合責任を負いません。本調査に記載した内容と適合しない事項、または本調査に記載のない事項が所有権移転後に発見された場合であっても同様とし、これらに関して必要となる調査、測量、修繕、改修、撤去、隣接地との協議等は、すべて買受人の責任と負担において行っていただきます。
- 13 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者又は関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、京都府は協議又は協議の結果について一切関与いたしません。

2 建物の概要	
家 屋 番 号	未登記
種 類	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造スレート葺平屋建
床 面 積	118.90㎡
建 築 時 期	平成18年6月頃（検査済証交付年月日：平成18年6月19日）
備 考 1 本件建物は、空家の状態が継続しています。 2 本件建物（設備等を含む建物全体）について、専門家による耐震診断、構造・性能の調査、設備の動作確認等は一切実施しておらず、建物や設備に故障、破損、劣化等の不具合が存在する可能性があります。本件建物に不具合、故障、本調書の記載と適合しない事項等（潜在的な不適合を含む）が発見された場合であっても、京都府は修復、損害賠償、売買代金の減額等、一切の契約不適合責任を負いません。建物の補修や設備の修繕・交換等が必要となる場合は、すべて買受人の責任と負担において行っていただきます。 3 敷地北東端の駐車スペース出入口となっている電動シャッターは故障しています。 4 本件建物には、内外装、塗装材、成形板等にアスベスト含有建築材料が使用されている可能性があります。専門業者による調査を実施していないため、実際に使用されているかどうかは確認できていません。建物を使用又は解体等する場合は、買受人の責任と負担において必要な調査および適切な措置を講じてください。 5 本件建物は未登記です。本件建物に関する登記手続きが必要な場合は、すべて買受人の責任と負担において行っていただきます。 6 本件建物は、付帯設備、建物内にある残置物を含め、現状有姿で引き渡します。また、上記面積と実測面積に違いが生じても、売買代金の精算は行いません。	

位置図

地理院タイルに現地、目標物等を追記して掲載



●広域図



●付近案内図



物件の外観

(南東側より撮影)



(北東側より撮影)



建物の外観

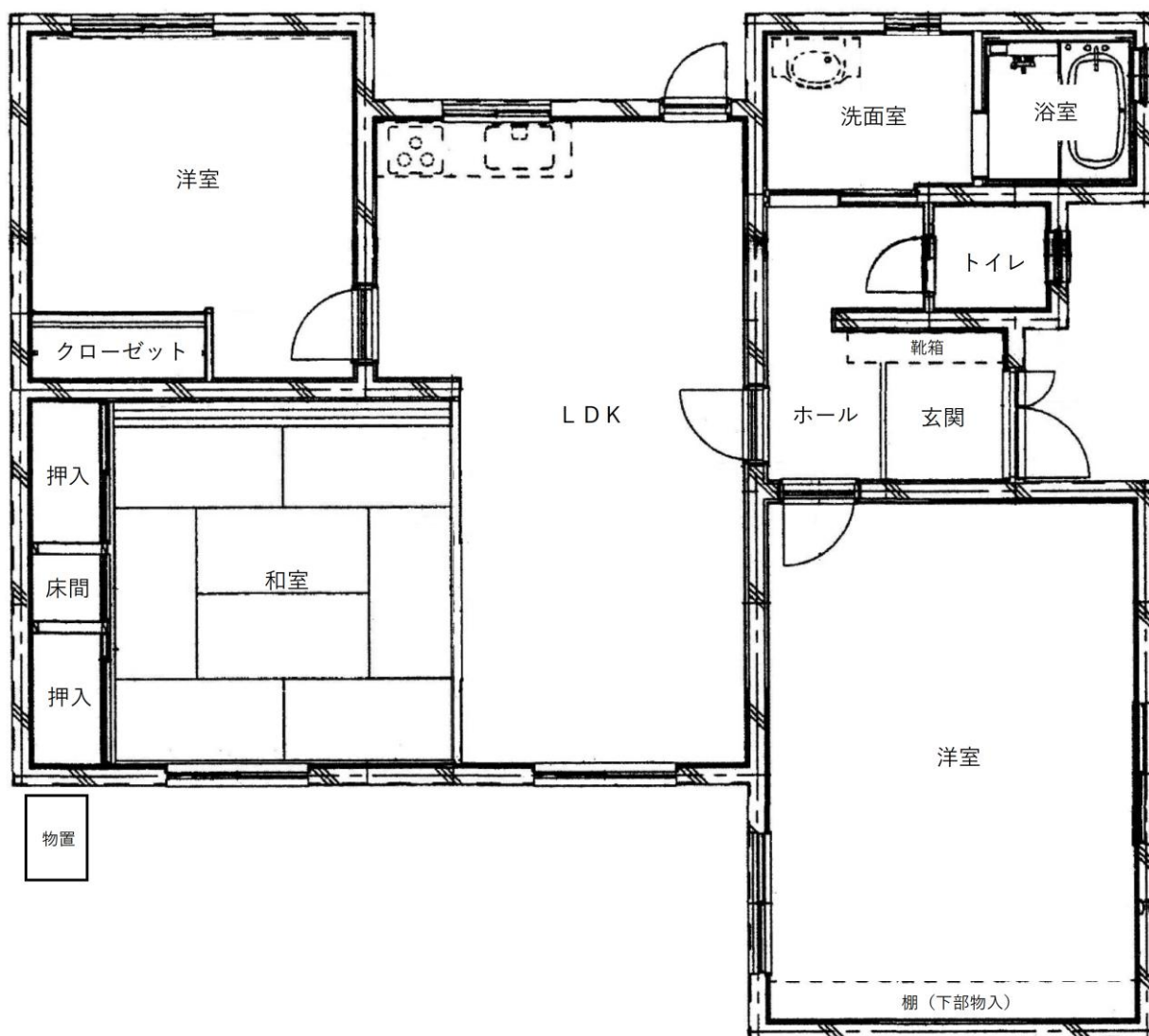
(北東側より撮影)



(東側より撮影)



間 取 図



物件調書

物件番号	2	予定価格	¥9,340,000
------	---	------	------------

所在地	京都府舞鶴市字北吸小字北宿513番6、514番2
-----	--------------------------

1 土地の概要						
面 積		登記簿	2,274㎡	地 目	登記:学校用地 現況:雑種地、山林	
		実 測	2,274.08㎡			
接面道路の状況		北西側 市道 幅員 約6.0m 約6.2m	舗装 有	平坦部分がほぼ等高に接面		
		北側 道路 幅員 約6.2m	舗装 有	平坦部分がほぼ等高に接面		
地 勢 等		北側の平坦部分と平坦部分を囲うように位置している南側の山林部分に分かれており、敷地内に擁壁が設置され、山林の急斜面は雑木に覆われており詳細は不明。				
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域		区域区分	平坦部分:市街化区域 山林部分:市街化調整区域	
	用途地域	平坦部分:第1種中高層住居専用地域 山林部分:指定なし				
	建 ぺ い 率	平坦部分:60% 山林部分:60%		容積率	平坦部分:200% 山林部分:200%	
	高度規制	—		防火指定	平坦部分:建築基準法第22条区域 山林部分:指定なし	
	その他の規制	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、開発行為を行う場合は都市計画法、舞鶴市開発行為に関する要綱等				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設状況		利用可能な施設		配 管 等 の 状 況		事業所名 電 話 番 号
	電 気	関西電力		前面道路沿い架空ケーブル有り		関西電力(株)コールセンター 0800-777-3081
	ガ ス	任意のプロパンガス取扱店		プロパンガス		—
	上 水 道	公営水道		北西側150mm管・引込有り		舞鶴市上下水道お客様サービスセンター 0773-62-1632
	下 水 道	公共下水		北西側200mm管・引込なし		舞鶴市上下水道お客様サービスセンター 0773-62-1632
現地までの交通機関		鉄道	JR舞鶴線 東舞鶴駅の西方		道路距離 約2km 徒歩約25分	
		バス	京都交通バス 三宅団地前の南西方		道路距離 約550m 徒歩約7分	
公 共 施 設		市役所	舞鶴市役所 物件の北東方		道路距離 約1km 徒歩約13分	
		小学校	三笠小学校 物件の東方		道路距離 約1.8km 徒歩約23分	
		中学校	青葉中学校 物件の南東方		道路距離 約3.2km 徒歩圏外	

備 考

- 1 本件土地には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。ただし、調査時点現在では、既設の境界標の一部を確認することができず、土地の範囲を正確に確認することはできません。また、北東端の境界標は道路端のコンクリート擁壁の上に設置されており、当該コンクリート擁壁の所有権がいずれに属するのか不明です。
- 2 本件土地には、フェンス、排水用の側溝、用途不明のポール、カーブミラー、散水栓(使用の可否不明)等が設置されています。また、本件土地の北西側隣接地に立てられた電柱の支線が本件土地内に設置されています。なお、雑草木に覆われている部分に残置物等が存する可能性があります。
- 3 公表されている都市計画法規制情報によると、本件土地のうち概ね平坦部分の範囲が、市街化区域とされており、市街化区域と市街化調整区域との境界ラインは「地類界」とされています。舞鶴市役所に用途地域証明を申請したところ、擁壁下のラインで囲まれる平坦部分が市街化区域であると回答されました。したがって、擁壁及び山林部分は市街化調整区域となります。
- 4 ・本件土地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更を行う場合は、範囲や地積を明確にして、その目的や使用用途に基づき開発許可を受ける必要性について、事前に京都府中丹東土木事務所(0773-42-8785)において確認する必要があります。
 - ・本件土地における開発許可の必要性の概要は以下のとおりであり、市街化調整区域の範囲に開発行為が及ぶ場合などにおいては、戸建住宅の建築すら許可されないケースも想定されます。
 - ・市街化区域で1,000㎡以上の開発行為を行う場合は、京都府の開発許可が必要となりますが、本件土地のうち市街化区域の範囲を正確に測量した資料がないため、平坦部分である市街化区域の範囲で開発行為を行う場合に、開発許可が必要となるかどうか不明です。
 - ・平坦部分が1,000㎡未満である場合は、平坦部分のみで建築物の建築等を行うことに開発許可は不要です。(開発区域の面積が300㎡以上1,000㎡未満であれば舞鶴市との協議が必要な場合があります。)
 - ・平坦部分が1,000㎡以上であれば、都市計画法に定める開発行為を行う場合、開発許可が必要です。
 - ・市街化調整区域の範囲を含み、都市計画法に定める開発行為を行う場合、都市計画法第34条の市街化調整区域の立地規準を満たす開発行為のみが可能となります。
 - ・本件土地の多くの部分が土砂災害特別警戒区域の指定を受けており、現状の擁壁の安全性も確認されていないため、本件土地において開発行為を行う際には、市街化調整区域の指定を受ける擁壁や山林部分が開発区域に含まれる可能性があります。
 - ・面積にかかわらず、平坦部分を切土盛土せずに、土地の区画形質の変更を伴わず、資材置場として利用する場合、または、アスファルト舗装して駐車場とする場合は、開発許可は不要です。
 - ・上記のとおり、本件土地上に建築物の建築を行うことができない場合や、土地の区画形質の変更が困難な場合がありますので、入札にあたっては、希望する利用方法が可能かについて、事前に関係部署に確認を行い、慎重にご検討ください。
- 5 ・本件土地全体が土砂災害警戒区域または特別警戒区域の範囲に含まれます(区域番号: 1035、区域名: 北吸L、自然現象の種類: 急傾斜地の崩壊)。山林部分の大部分と、平坦部分の東側から南側部分は、土砂災害特別警戒区域の範囲に含まれます。
 - ・土砂災害特別警戒区域において、非自己居住用の住宅(分譲住宅、賃貸住宅建設等)のための開発行為、または、特に防災上配慮を要する者(災害時要援護者)が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の建築を目的とする開発行為を行う場合は、原則として、知事の許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、開発行為が「京都府特定開発行為許可マニュアル(案) 技術基準(急傾斜地の崩壊編)」に適合することが必要となり、法切(斜面を切り取って傾斜を緩くする等)、崩壊防止施設(土留、法面保護施設、排水施設)、崩壊土石を堆積させるための施設(待受け式擁壁や待受け式盛土)などを設け、土石が敷地に到達しないようにしなければならぬため、相当の費用が必要となります。このような開発行為を行う場合、京都府中丹東土木事務所(0773-42-8785)への確認が必要です。

- 6・山林部分の山裾、平坦部分との間には間知ブロック擁壁が設置されています。擁壁の概測高さは約1.7m～約6mです。当該擁壁について、現在の建築基準法への適合性及び構造上の安全性は確認されていません。本件土地には将来的な擁壁の造り替え費用の発生や建築制限等の潜在的リスクが認められます。土砂災害特別警戒区域に含まれることと合わせて、擁壁の安全性にも注意が必要な土地です。
- ・擁壁の高さが2mを超え、背後の山林も相当の傾斜を有しているため、京都府建築基準法施行条例第6条(崖に近接する建築物)の規定(がけ地条例)により建築に制約を受ける可能性があり、建物の建築が大きく制限される可能性があります。
- 7 山林部分は雑木に覆われた急傾斜の斜面であり、樹木の本数や状況、隣接する山林の状況等は不明です。
- 8 平坦部分が北側で接面する道路は、舞鶴市が所有・管理している道路ですが、市道認定がなされておらず、市道として供用開始されていない道路です。舞鶴市土木課によると、今後、市道認定する方針であるが、その時期は未定とのことです。このため、調査時点現在では建築基準法上の道路に該当しない可能性があり、建築の際には京都府中丹東土木事務所への確認が必要です。
- 9 舞鶴市上下水道部の資料によると、上水は北西側市道から引き込まれており、引込管は西側隣接地との境界付近を経由して本件土地内部へと至っています。本件土地の北西端に上水道引込管の位置を示すと思われる「給水管」と記載された鈎がありますが、引込管がどこを通っているかは不明です。
- 10 本件土地は山裾に位置しており、野生動物等による鳥獣害が生じる可能性があります。周辺住民によると、以前からシカなどの野生動物が見られたが、近年はクマが出没するようになり、対象土地内でもクマの姿が目撃されているとのことです。
- 11 本件土地の北西側市道に下水道本管が埋設されていますが、図面上、本件土地への取付管はありません。
- 12 上水道、下水道の利用にあたっては、工事及び加入金、負担金等の支払いが必要になる場合があります。詳しくは、前記の事業所等へお問い合わせください。
- 13 本件土地は、敷地内の建物、構築物、残存物、雑草木等を含め、現状有姿で引き渡します。登記簿の面積と実測面積に違いが生じて、売買代金の精算は行いません。
- 14 本件土地について、京都府は、土壤汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査を行っていません。所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、京都府は責任を負いません。
- 15 本件土地について、京都府は、擁壁、構築物、工作物、残置物及び越境物その他土地の状態に関し、修復、損害賠償、売買代金の減額、契約の解除等、一切の契約不適合責任を負いません。本調書に記載した内容と適合しない事項、または本調書に記載のない事項が所有権移転後に発見された場合であっても同様とし、これらに関して必要となる調査、測量、修繕、改修、撤去、隣接地との協議等は、すべて買受人の責任と負担において行っていただきます。
- 16 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者又は関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、京都府は協議又は協議の結果について一切関与いたしません。

位置図

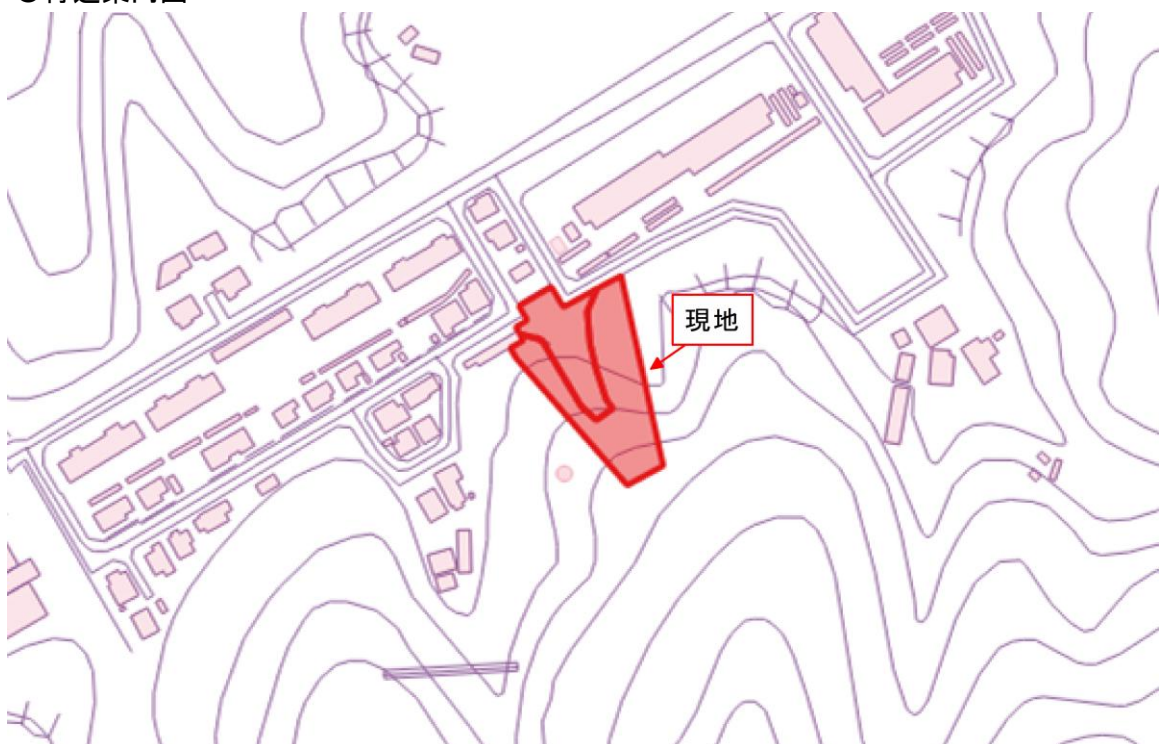
地理院タイルに現地、目標物等を追記して掲載



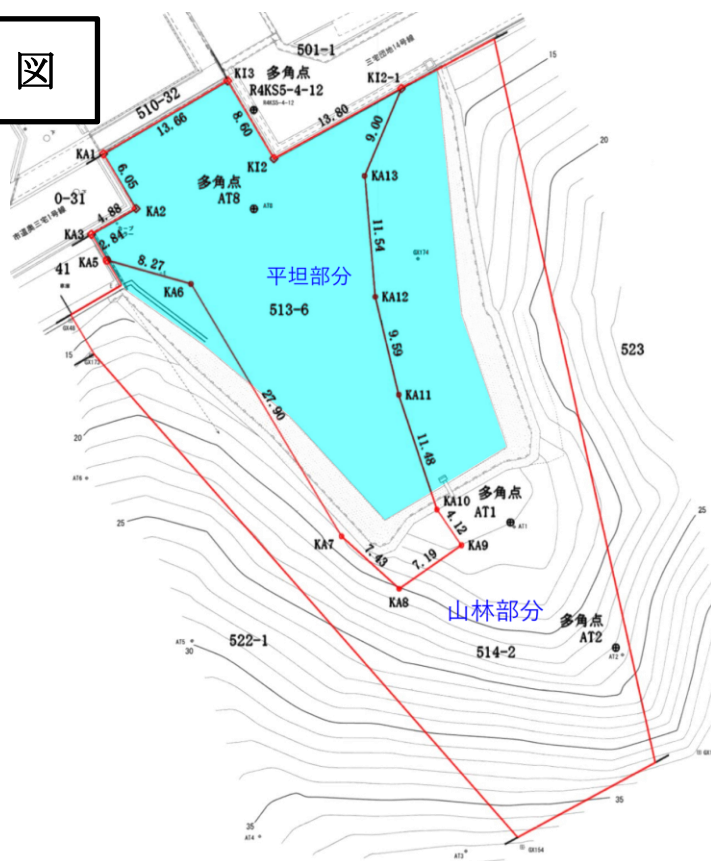
●広域図



●付近案内図



明 細 図



(当図は、空撮画像に、地積測量図を重ねたものであり、その位置及び縮尺については若干のズレが生じている可能性があります。)

物件の外観

北西側より撮影



北側より撮影



物件の外観

平坦部分の北東端から南方を撮影



平坦部分の南端から北方を撮影



< 様 式 >

令和 8 年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ）
（ 所 在 地 ）

ふ り が な
氏 名

□

（法人名及び代表者名）
電話番号

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	京都市左京区北白川山田町 65 番 2	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）	午前 1 1 時
2	舞鶴市字北吸小字北宿 513 番 6、514 番 2		

< 添付書類 > ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から 3 ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から 3 ヶ月以内のもの）、
役員等一覧表〔別紙様式〕
・誓約書〔別紙様式〕
・府税納税証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの。「府税について滞納がないことの証明」を取得すること）
・印鑑登録証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、4 6 0 円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1)「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2)上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3)上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

〔別紙様式〕

誓 約 書

私は、京都府が実施する令和８年度 府有地売払い一般競争入札の申込みに
当たり、次の事項を誓約します。

- 1 令和８年度府有財産売払入札要綱第３に記載する事項に該当いたしません。
- 2 入札に際し、令和８年度 府有財産売払入札要綱、物件調書、府有財産売買契約書、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加いたします。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

【 共有名義の場合 】

共有者の氏名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

共有者の氏名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

委 任 状

年 月 日

私は、令和8年度 府有地売払い一般競争入札に参加するに当たり、下記の
とおり、代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

府有地（物件番号 ）売払いの一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所

氏 名

代 理 人 使 用 印

入札申込者

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

(注) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

京都府総務部府有資産活用課 宛

メールアドレス：huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

FAX番号：075-414-5399

現地説明会参加申込書

＜令和8年度府有地売払い＞

提出者	企業・団体等名：	
	担当者氏名：	
	電子メール：	
	電話番号：	

＜説明会に参加する物件＞

No.	物件番号及び所在地
	物件番号（丸数字）住所 の形で記載 例）①京都市左京区北白川山田町65番2
1	
2	

- ・必要事項を記入し、**令和8年10月1日（木）午後5時**までに上記の宛先までメールまたはFAXで送付ください。
- ・上記期限までにお申し込みがない物件については、説明会を実施致しませんのでご注意ください。

《記入例：本人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入 札 書

金 額				億 ¥	1	2	3	万 4	5	6	7	8
物 件 番 号 地 所 在 地	●	京都市〇〇区〇〇町〇〇番〇										
令和8年度 府有財産売払入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。 令和8年11月25日												
入札者												
住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 (所在地) 氏 名 京 都 太 郎 印 (法人名) (鑑証明印) (代表者名)												
代理人												
住所 氏 名 印 (代理人使用印)												
京 都 府 知 事 様												

《記入例：代理人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入 札 書

金 額				億 ¥	1	2	3	万 4	5	6	7	8
物 件 番 号 地 所 在 地	●	京都市〇〇区〇〇町〇〇番〇										
令和8年度 府有財産売払入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。 令和8年11月25日												
入札者												
住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 (所在地) 氏 名 京 都 太 郎 印 (法人名) (鑑証明印) (代表者名)												
代理人												
住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 氏 名 烏 丸 次 郎 印 (代理人使用印)												
京 都 府 知 事 様												

お 問 い 合 わ せ 先 ・ 受 付

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第2号館6階

電 話 075-414-5434

FAX 075-414-5399

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時)



※ 府庁までの交通機関

- 地下鉄

京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、または二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩10分

- 市バス

三条京阪から10系統、京阪神宮丸太町から93系統、202系統、204系統、「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分